

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號貳第 卷十四第

行發日一月二年十和昭

## 論叢

- 第三史觀の概念……………文學博士 米田庄太郎
- 地方間課税に於ける住所對財源……………法學博士 神戸正雄
- 地方財政調整指數……………經濟學博士 汐見三郎

## 時論

- 増税は景氣の芽を摘むか……………文學博士 高田保馬
- 貿易統制としての爲替清算制……………經濟學博士 谷口吉彦

## 研究

- フランスの獨立償還金庫に就いて……………經濟學士 松岡孝兒
- 貨幣自體の限界效用……………法學士 正井敬次

## 說苑

- 公債制度の社會的條件に就て……………經濟學士 島 恭彦
- 小農經濟理論より見たる地代……………經濟學士 山岡亮一

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

# 地方財政調整指數

汐見三郎

## 第一 地方財政調整交付金

農村、山村、漁村の經濟狀態の惡化が叫ばれるに當り、その對策として此等の地方の公租公課を輕減せんとする聲が高くなつたのである。茲に區別せねばならないのは、農村等の當面の窮乏を救濟せんとする應急策と將來にわたり農村等の租稅負擔を緩和せんとする恒久策との二つである。窮乏せる農村を差し當り救濟せんとする爲めには公租公課の輕減の如き政策は寧ろ微溫的のものに屬し、又此種の租稅輕減策は別に農村等に特有のものでなく大都會にも之を講ずる必要の起る事がある。然し恒久策として考へる時には、我國の農村等は大都會に比し不釣合に巨額の租稅を負擔してゐるのであつて、此の不均衡を何とかして打破しなければならぬのである。而して農村等の租稅負擔の高まる原因は國稅の方面よりも寧ろ地方稅の側に存してゐるのであるから、此の恒久策も之を地方財政の改革にまたねばならない。茲に國家から地方團體に包括的の補助金を交付し以て都市と農村等との間の地方稅負擔を公平にする目的よりして地方財政調整交付金が提唱せられ、更に地方財政調整交付金の分配標準として地方財政調整指數なるものが考へら

れるのである。

我國の各地方が均等の經濟的發達をとげ且つ類似の經費を支出してゐれば地方税の負擔の間に大した變動が無い筈であり、又各地方の經濟的發達が非常に違つてゐても各地方が經濟的發達の程度に應じて經費を支出してゐれば大した不公平が生じないのである。然るに我國の各地方は其の經濟的發達の程度を著しく異にし而も各地方の支出する經費は劃一的にして殆んど大差がないから、地方税負擔の不均衡が問題となつてくるのである。地方財政調整交付金は昭和七年頃より始めて具體化して唱へられてゐるのであつて、從來の補助金が個別的の特殊目的を有してゐたのに反し包括的なる財政調整目的を有してゐる點に其の特色を有してゐる。個別的の目的を有する補助金は現に多數存在し、目的別にすれば、第一に治水事業に關する經費、第二に港灣修築に關する經費、第三に道路に關する經費、第四に警察に關する經費、第五に衛生に關する經費、第六に水道に關する經費、第七に教育に關する經費、第八に社會事業に關する經費、第九に災害に關する經費、第十に關稅徵收に關する經費、第十一に勸業に關する經費、第十二に地方鐵道に關する經費、第十三に其他の經費に分れるのである。<sup>1)</sup>此等の補助金は其時其時の必要に應じて立案せられたものであつて個別的に意味を有してゐるが、此等各種の個別的補助金を補完する意味に於て包括的なる一つの財政調整交付金を併せ作るか又は此等の個別的補助金を全廢して其の代りに包括的の財政調整交付金を作るかと云ふ考が出て來たのである。現に補助金の中の最も重要なる義

1) 主計局、國費と地方費との關係(昭和二年版)  
大竹虎雄、國費と地方費(自治研究)

務教育費國庫下渡金の如き、本來は尋常小學校教員の俸給の幾分を國庫から補助すると云ふ意味から出てゐるのであるが、現今に於ては或村については俸給費の殆んど全部を國庫より補助せられ或市については俸給費の一小部分のみを國庫より補助せられると云ふ有様である、かくして義務教育費國庫下渡金は本來の個別的意味を全く失ひ包括的なる財政調整交付金としての作用を強くしてゐる。義務教育費國庫下渡金の財政調整的意味を一層擴大する所に地方財政調整交付金の立場がある。然らば地方財政調整交付金の分配標準を如何に定むべきか、これ地方財政調整指數の必要なる所以である。

我國の各地方の經濟狀態の變化を最も著しく示すものとして注目すべきは、第一に人の大都市集中であり、第二に富の大都市集中である。故に地方財政調整指數を定めるに當り、人と富との大都市集中を考慮に入れねばならぬ。

## 第二 人の大都市集中

大正九年と大正十四年と昭和五年との三回にわたり我國に行はれたる國勢調査の結果は各方面に有力なる示唆を與へてゐるが、第一に注目すべきは市部人口の割合が郡部人口の割合に比して増加の傾向にある事である。六大都市人口と其他の都市人口と郡部人口との割合は、次の表の示すが如く變化してゐる。

市郡人口區分表

郡部	人口總數			比率 (%)		
	大正九年 十月一日	大正十四年 十月一日	昭和五年 十月一日	大正九年 十月一日	大正十四年 十月一日	昭和五年 十月一日
郡部	四、八六、三九五	四、八九、九七三	四、〇〇五、七〇五	八三〇	六四	七三〇
六大都市	五、四九、〇八六	六、六〇、八九三	七、六〇四、九五四	九六	二二	二八
六大都市以外	四、六七、六七三	六、二七、八八六	七、八九、三四六	八三	一〇五	一三三

我が國民の大部分は農民であると云はれ、それは現在までは本當であるが、此の特色は漸次失はれつゝある。過去十年間に郡部人口が八二〇%より七六〇%に減じてゐるに拘らず、六大都市人口が九八%より一一八%に増し、六大都市以外の都市の人口が八二%より一二二%に増してゐる事は此間の消息を語つてゐる。勿論、三回の國勢調査が行はれた間には市が接續町村を併合する事によつて區域を擴張した事があるが、もし市が其の區域を擴張しなかつたとしても此の趨勢は打消し難き事實である。而して都市人口の増加は出生が死亡を超過した自然増加に基くよりも寧ろ來住が移住を超過した<sup>2)</sup>流入超過によるのである。

然らば如何なる年齢階級の人が六大都市と其他の都市と郡部とに分配せられてゐるのであらうか。次の表の示す如くである。

2) 上田貞次郎博士，日本人口問題研究第二卷

年齡別人口表

(イ) 人口總數 (人)

大正九年十月一日

大正十四年十月一日

昭和五年十月一日

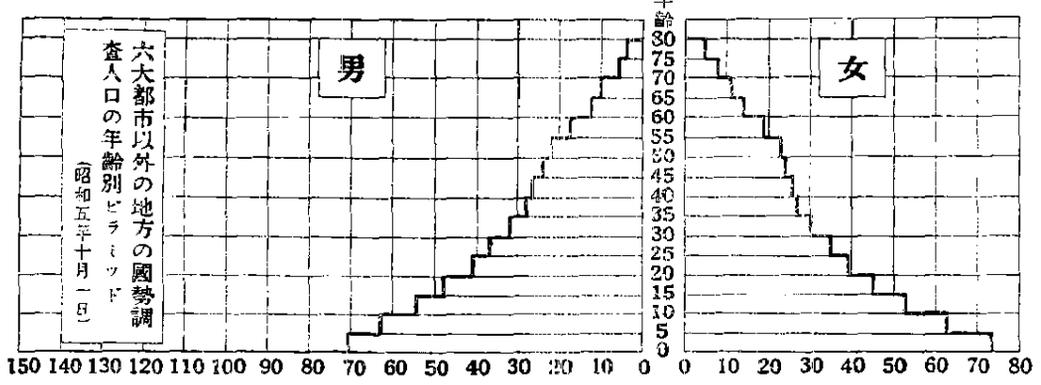
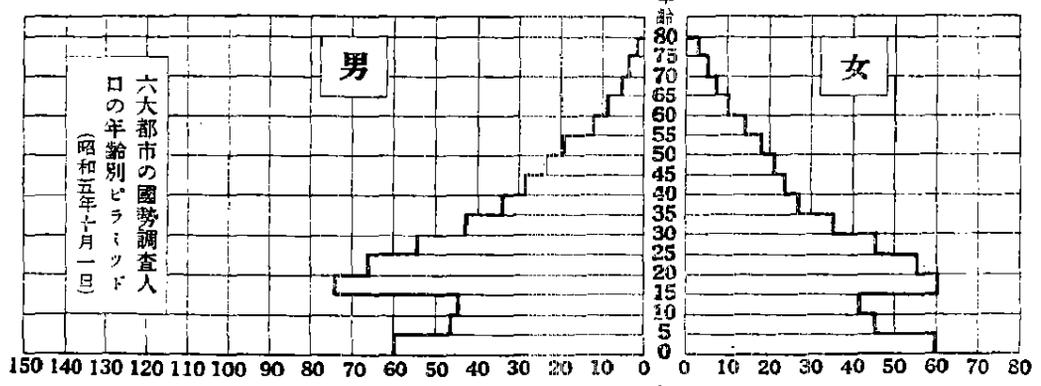
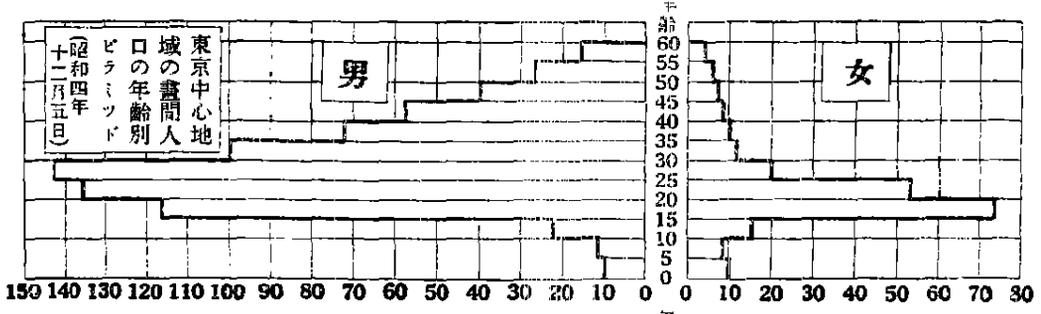
年齡	六大都市		六大都市以外		六大都市		六大都市以外		六大都市		六大都市以外	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
〇—四	二六七,七九六	二八三,〇七七	三,四六四,八三二	三,四三二,八八一	三八一,三三〇	三七二,〇四七	三,七七九,四九九	三,七三三,〇五七	四八八,八三二	四〇九,〇四三	四,〇〇九,四三三	四,〇三三,一七九
五—九	二六二,〇五〇	二五四,〇三九	三,三三三,〇三六	三,二五三,七三三	二八四,九三三	二七二,七六三	三,二六六,二四〇	三,一五三,四九九	三五四,二一八	三三三,二二二	三,四四三,二二二	三,三三三,二二二
一〇—一四	二九二,〇〇〇	二五〇,〇九八	二,七九七,三三五	二,七六八,八四四	三四二,二四九	三〇九,八六四	二,〇六八,七四二	二,〇四四,一七五	三四三,六七九	三〇九,六五五	三,〇七一,三八一	二,九九二,三四五
一五—一九	四〇七,五六四	三〇一,九七三	二,三三一,四五八	二,三六八,〇六三	五〇一,三五四	三九〇,〇三三	二,四八七,〇六六	二,五〇六,八七三	五七二,七八〇	四五六,三四七	二,七〇八,八八〇	二,五六一,六五三
二〇—二四	三五二,七八八	二六六,三七四	一,九六四,七五一	二,〇〇六,四七七	四三九,八五六	三五九,四〇三	二,一三四,九三三	二,二一九,三二六	五〇五,一七七	四三〇,六三一	二,三〇四,九九三	二,三二二,三八九
二五—二九	二八四,七六七	二三七,五三一	一,七三三,七八八	一,六八八,四三三	三五四,九八一	二八五,九四二	一,九〇一,五二二	一,八五二,〇二八	四一四,九五七	三三九,九六三	二,〇九四,七三三	一,九七三,〇七八
三〇—三四	二三六,三二一	一九六,六二一	一,五九七,三三三	一,五七九,三九二	二七四,六六八	三〇〇,五九三	一,六四五,五〇九	一,五七五,三二七	三二七,八六六	三六九,七六四	一,八二一,〇九四	一,六七三,二六六
三五—三九	一九九,六七三	一七三,九三八	一,五〇八,〇九九	一,五九一,〇二九	二三五,五五〇	一九二,五四九	一,五三三,二八八	一,四八八,二九〇	二五七,〇八九	二〇九,四八九	一,五五五,七八一	一,五二九,三三一
四〇—四四	一七四,四七四	一五〇,九四三	一,四六五,七八〇	一,四五二,五六七	一九七,八九九	一七〇,四一八	一,四三六,四四五	一,四三七,一三三	二二七,三五五	一八〇,五七七	一,五二〇,八八五	一,四六三,四七三
四五—四九	一二八,八七五	一一三,四三五	一,二二一,五九〇	一,二〇四,七八八	一六九,六〇六	一四八,八一五	一,三六九,八三三	一,三六六,八四六	一七八,三五五	一五九,六六三	一,三八〇,二二五	一,三五五,五八八
五〇—五四	九八,四一一	九三,一九三	一,〇三三,八八九	一,〇二九,三三九	一一九,八七五	一〇九,〇〇四	一,〇三三,九五六	一,一一八,〇六八	一四七,九八二	一三九,九六一	一,二九〇,〇九八	一,二九〇,〇三九
五五—五九	七二,六五四	七二,二五三	八四〇,八二二	八五六,七五五	八五,一三七	八六,六五三	八九五,九九八	九三二,九三〇	一〇〇,五七七	一〇〇,九三三	一,〇二四,七九三	一,〇七七,〇六八
六〇—六四	五四,九三三	六二,二四三	七四八,〇五〇	七九〇,五三〇	五六,一九三	六二,一〇六	六九七,八〇八	七五二,二三五	六六,二〇三	七六,八七六	七三三,八二七	七三三,八二七
六五—六九	三五,二二八	四七,六四五	五七九,六六一	六五〇,四一三	三八,一〇〇	四九,七二四	五三三,一七五	六四三,一五一	三九,八一六	五一,三三七	五五九,三五四	六二七,六三三
七〇—七四	一八,二四九	三〇,三〇七	三八一,二九七	四〇六,七七二	二二,三三六	三四,四四七	三八二,二一九	四八一,二七八	二二,六二五	三六,七七四	三四七,四一五	四八〇,二二六
七五—七九	七,二二八	一五,五二五	一九一,〇五五	二六八,二四四	八,八八〇	一八,二六一	二〇四,七三三	二九一,二二二	一〇,七六七	二二,二六六	二二二,二二三	二九六,七三三
八〇以上	二,七二〇	七,五九八	八七,四五九	一五二,四三三	三,四四六	九,四九二	九七,三九六	一七四,三九六	四,四四五	一一,三四九	一一二,八四六	一一二,八四六
計	二,九二二,七九〇	二,五五六,二九六	二,九六三,二五五	二,九三三,五七二	三,五二四,八九〇	三,〇九四,一〇三	六,四九八,二九三	六,二九六,六一二	四,〇三三,三八八	三,五八八,六一六	四,二七二,五三三	四,〇三三,三八八
	五,四七九,〇八六	五,〇,四八三,九六七	六,〇六八,九九二	五,三,二七,八三〇	七,六〇四,九五四	五,六四六,〇九六						

(ロ) 人口比率 (一萬人當リ)

年齢	大正九年十月一日		大正十四年十月一日		昭和五年十月一日	
	六大都市	六大都市以外	六大都市	六大都市以外	六大都市	六大都市以外
0-4	535	517	686	679	733	701
5-9	478	464	635	621	604	589
10-14	533	457	554	420	466	453
15-19	744	553	758	499	758	406
20-24	642	523	665	500	665	551
25-29	519	415	537	433	546	446
30-34	421	359	426	334	421	371
35-39	364	317	356	291	338	274
40-44	329	275	299	258	286	236
45-49	335	277	257	218	255	245
50-54	180	170	181	165	195	218
55-59	130	130	129	131	133	180
60-64	101	114	85	94	87	131
65-69	64	87	58	75	53	97
70-74	33	55	33	53	31	63
75-79	13	28	13	28	14	28
80-84	5	14	5	14	5	16
計	5,316	4,684	5,777	4,633	5,933	4,991

垂直線上に年齢をとり水平線上の左右に當該年齢に屬する男女の數をとると、我國全體については二等邊三角形を示し所謂「人口のピラミッド」の形が得られる。試みに「六大都市の國勢調査人口」と「六大都市を除きたる地方の國勢調査人口」との比較を行ふと興味深き現象を見るのである。六大都市では、男子の數が女子の數よりも全體に於て多く、成年級が凸形を示し太まり、六大都市以外では、男子の數と女子の數との間に大差がなく、成年級が凹形を示し細まり日本全國としては凸と凹とが相殺せられて直線となる譯である。尙國勢調査人口は夜間人口であつて靜止状態を示すに止まり、活動状態を知る爲めには晝間人口を求める必要がある。茲に「東京市の中心地域の晝間人口」を圖表に示したのである。男子は女子に比して斷然多數を占め、老人及び子供は一小部分に止まり男子女子のいづれも成年級が左右に長く流れてゐるから人口の大部分は壯年者に屬してゐる。總人口を一〇〇にとり年齢別觀察を行ふと地方的差異を發見する。昭和五年の六大都市にては一四歳以下の幼年者は二九・七%、一五—五九歳の生産年齢者は六五・八%、六〇歳以上の老年者は四・五%である。六大都市以外にては幼年者三七・六%、生産年齢者五四・六%、老年者七・八%である。昭和四年の東京市中心地域にては、一五歳以下の幼年者七・九%、一六—六〇歳の生産年齢者九〇・三%、六一歳以上の老年者は一・八%である。生産年齢人口を男女別にすると、六大都市は男三五・八%女三〇%にして男女の數に相當の開きがあり、六大都市以外は男二七・八%女二六・八%にして男女數が接近し、東京市中心地域は男七一・〇%女一九・三%

3) 東京市統計課、帝都中心地域晝間人口調査 金谷重義、東京市中心地晝間人口調査に就いて(本誌第三十一卷第一號)



にして男女数の不釣合は極端である。  
要するに、働き盛りの男子の多数が農村を去り大都市、特に六大都市に移つてゐること、大都市が接續町村を併合して其の地域を擴張してゐる以上に人口を増加してゐる事は、前掲の数字表及び図表によつて明らかに示されてゐるのである。

### 第三 富の大都市集中

人口が大都市に集中する、而も農村を去つて大都市に集中する人口の大部分が働き盛りの壯年男子である、富が大都市に集中するのは當然である。人口が集中する爲めに富が集中するのか、富の集中に引きつけられて人口が集中するのか兩者の因果關係を究める事は困難であるが、兩者が密接なる關係を有し互ひに原因となり結果となつて作用し大都市に人口も集中し富も集中してゐる事は否定し難き事實である。

六大都市に富の集中してゐる程度は財産統計とか所得統計とか種々の標準より之を見る事が出来るが、富の評價は其の方法に困難を伴ふから人口統計の如く精確に之を定める事が出来ない。茲には不完全乍ら次の如く第三種所得の合計（損失控除額、所得税法第十五條、第十六條、第十

第三種所得總額表

	昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年
全 國(千圓)	二、七三、二三五	二、五八五、二〇〇	二、四九一、一五四	二、五三三、九四八	二、四六九、一〇四	二、〇三三、四一六	一、八三五、〇七六	二、〇〇七、四四四
六大都市(千圓)	八二七、七四八	八二四、四五五	八三七、六三三	八七六、二二六	八四六、四五五	七三二、八六九	八三七、二〇四	九〇四、七七四
六大都市が全國に占むる割合(百分比)	二九・九三	三二・四五	三三・六〇	三四・三六	三四・二八	三六・二	四五・六	四五・二

4) 最近八年間の東京、大阪、名古屋の三税務監督局の統計年報書と主税局統計年報書とによる。

勿論第三種所得は千二百圓以上の所得を有する人の所得のみを含み、免税點以下の所得を除外してゐる、加ふるに公債社債の利子銀行預金の利子等は全く含まれてゐない。それにしても六大都市の第三種所得が全國の第三種所得に占むる割合が昭和元年に三割弱であつたものが、昭和二年以後には三割を突破し昭和七年八年には四割五分に上つてゐる事は、富が六大都市に如何に多く集中してゐるかを物語るものである。而も六大都市の人口が全國人口の一割臺なると之を對照すると富の集中が人口の集中よりも其の勢を大にしてゐる事を知る事が出来る。

富が大都市に集中してゐる事は財政上に於て特に租稅負擔の上に於て重大なる影響を與へるものである。之を國稅と地方稅とに分ち更に國稅を直接國稅と間接國稅とに分ち研究する。

直接國稅の主なるものは所得稅と地租と營業收益稅との三つである。第一種所得稅は法人所得稅であるが、法人は主として大都市に集中してゐるから第一種所得稅の收入は大都市に於て優越の地位を占めてゐる。第二種所得稅は源泉課稅方法を採り擔稅地が明瞭でないが、郡部に多くの收益を齎らさない事だけは明らかである。第三種所得稅は免税點を千二百圓と定めてゐるのであるが、米價及び繭價が下落したる結果として農村の所得が激減した爲めに、其の大部分は都會で負擔する事となつてゐる。營業收益稅は商工業者の租稅として存在してゐるから都會稅たる事には疑を容れない。之に對し地租は農業者の租稅として郡部に重心をおいてゐる筈であるのに、これ亦その色彩を失ひつゝある。蓋し農村にては自作農免稅の制度が設けられて地租が輕減せら

れてゐる上に、課税標準たる土地の賃貸價格（大正十五年四月一日現在）が六大都市に於て二億九千二百七十五萬圓に上り全國の十七億三千四百七十一萬圓の一割七分を占めてゐる有様なるが故である。かくの如く直接國税の方面に於ては比較的公平に擔税力が反影せられるものであるから、郡部の負擔は都會の負擔より輕くなつてゐる。

我國の間接國税の主なるものは酒税と煙草專賣益金との二つである。間接國税は納税者より擔税者に轉嫁するものであるから納税地と擔税地とが一致せず、從て負擔關係が明瞭でない。遑觀的に云つて酒と煙草とを消費するのは壯年男子であるから、壯年男子の増加する六大都市に於て間接税の負擔の増加する事は當然である、現に統計數字は此の傾向を物語つてゐる。然し内閣統計局がかつて調査せしが如く、間接消費税は一種の人頭税として逆進的に作用するものであつて直接税の如く免税點とか累進階段とか控除規定とかが設けられる事が無いから、此の方面に於ては農村の負擔は都會に於けるよりも比較的大となつてくる。

直接國税に於ては農村は都會よりも僅かの負擔にてすみ、國税につき農村の苦しむ重壓は寧ろ間接國税の方面にありと言はねばならぬ。然し農村の最も苦しむものは地方税であるから之を府縣税と市町村税とに分ち説明する。

府縣税の最も重要なものの一つは家屋税であつて、賃貸價格に基き之を徵收する事となつてゐる。然るに家屋の賃貸價格を昭和六年の現在について見るに六大都市が二割六分その他の地方

5) 大藏省主税局、土地賃貸價格調査事業報告書  
6) 拙稿、酒税の改正（本誌第四十卷第一號）  
7) 内閣統計局、所得と消費税負擔との關係  
大内兵衛教授、所得と消費税負擔との關係（日本統計學會年報第二年）

が七割四分となつてゐる。かくの如く、家屋の賃貸價格の大部分は六大都市に集中せるに拘らず各府縣いづれも家屋税に相當大なる期待を拂つてゐる。茲に郡部が市部に比し家屋税の重壓に苦しむ事となる。道府縣税としては其の他に雜種税、特別地税、營業税あり其の他各種の國税附加税があるが、これ亦大都市の所在地たる府縣に於ては其他の縣よりも比較的輕いのである。

市町村税の最も重要なものは戸數割であるが、その課率が郡部に重く市部に輕い事は周知の如くである。國税附加税道府縣税附加税について見ても、六大都市が最も輕く六大都市以外の市部が之に次ぎ郡部が最も重くなつてくる。

租税の負擔額全體を地方別に調査する事は不可能であるから、間接國税を除き直接税のみについて之を研究する事とした。六大都市と六大都市以外の市部と郡部との三つに分ち、直接國税と府縣税と市町村税との負擔額を調査して、次の數字を得る事が出來た。<sup>(8)</sup>

直接税負擔額表

昭和三年	負擔總額 (千圓)				比率 (%)			
	市部	郡部	計	直接國税	府縣税	市町村税	計	
六大都市	一五九、三七七	一七〇、八八二	三二九、〇二二	100	100	100	100	
六大都市以外	一七〇、九二六	三〇、六七九	二〇一、六〇五	100	100	100	100	
計	三三〇、三〇三	二〇一、五五二	五三一、八五五	100	100	100	100	

8) 最近四年間の主税局統計年報書による。

昭和六年		昭和五年		昭和四年	
市部	郡部	市部	郡部	市部	郡部
以六大都市外	六大都市	以六大都市外	六大都市	以六大都市外	六大都市
四八、三三五	二二〇、八五四	五〇四、七八二	一七三、九四二	五、六七七	一六四、七七八
三五、四一七	一六一、九七七	三九、四四七	五八、八〇五	三九、二七三	四一、四六九
四九、〇〇五	二二〇、四九四	五二、九六三	六四、五七三	五四、〇四三	六五、三〇一
一三三、七七八	四四三、二六六	一四六、一九三	二七六、三三〇	一五〇、一九三	二七、四九九
100	100	100	100	100	100
三三	一三四	七三	二二	六九	二五
100	一七四	九三	三七	九三	四〇
二七五	四〇八	二六三	一六〇	二六四	一六五
一七					三九

直接國税の負擔を一〇〇にたて府縣税と市町村税と直接税全體との負擔をそれ〱百分數で示すと興味ある事實を發見する事が出来る。昭和六年の數字について見るに六大都市は府縣税を二九、市町村税を五〇、直接税を一七九だけ負擔してゐる。直接國税の約八割に當る地方税を負擔してゐる譯である。次に六大都市以外の市部を見るに府縣税七三、市町村税一〇二、直接税二七五に上り直接國税の十七割にあたる地方税を負擔してゐる譯である。更に郡部に至つては府縣税一三四、市町村税一七四、直接税合計四〇八に上る有様である。即ち郡部は直接國税の三倍にあ

たる地方税を負担してゐる譯である。かりに直接國税を各地方の經濟能力に適合する公平なる租税であると前提する、そうすると同じ日本でありながら六大都市と六大都市以外と郡部との地方的相違に基き、或者は直接國税以下の地方税を負担し、或者は直接國税の約二倍の地方税を負担し、或者は直接國税の約三倍の地方税を負担するといふ、如何にも不合理の結果を示してゐる事となる。郡部に住む人が市部に移り六大都市に移るといふ傾向が已に強き趨勢であるに加へて、この租税負擔の不均衡は一層此の趨勢を助長する事となるのである。所謂不在地主を攻撃する人があるが、それよりも先づ不在地主の發生を促すに至つた原因たる地方財政の缺陷、特に地方税制の缺陷を改める必要がある。

以上の如く人口が大都市に集中し其れ以上に富が大都市に集中してゐる事は地方財政の上に好ましからぬ變動を惹起するものであつて、これが救濟策として考へられたものが地方財政調整交付金である。

#### 第四 地方財政調整指數の必要

地方財政調整交付金は以上の如き我國現實の要求に應じて考案せられたものであるが、これに對し種々の批難が加へられてゐる。曰く、地方財政調整交付金は先づ地方財政の整理をなし然る後に之を設くべしと云ふのが第一の批難である。即ち地方財政が黨利黨略により膨脹するような

不自然な結果を防止し將來に對する地方財政確定維持の方策を樹てる事を先づ必要とするに拘らず、現在の所では地方財政の整理が充分に行はれてゐないと云ふのである。第二に地方財政の歳入方面たる地方税制の整理が斷行されて後に始めて眞に地方財政確立の爲め必要な交付金を支出すべきであるのに、現行地方税制には改むべき幾多のものが存してゐると云つてゐる。第三に地方財政調整交付金を支辨する國庫收入を確保する方策が講ぜられて後に始めて之を實行すべきであるが、只今までの所では國庫が赤字に悩み到底地方に留保すべき餘剩財源がないと云ふのである。

此等の批難は我國の地方財政及び國家財政の實狀を知る専門家としては等しく理解し得る所である。義務教育費國庫下渡金が増額せられると戸數割の輕減に之を用ひずして直ちに新規事業に之をあつるが如き、隴を得れば蜀を望むと云ふ具合に補助金の増額を受け又は補助金の分捕りが多く出来れば地方の名譽と心得るが如き、本來地方財政の模範となるべき國家財政が經常的赤字を繰返して其の前途の見透しのつきかねるが如き、我國財政の實情を知るときには、此等反對論にも傾聽すべき多くのものが存してゐる。

然し乍らかゝる財政技術論を上下してゐる間に、壯年男子は農村を去り大都市に集中し、富は農村に於て減じ大都市に於て増加してゐる。大都市の財政に比すれば農村の財政は逐年苦しくなり、農村に住む人の租税負擔は都會に住む人の租税負擔に比し遙かに大となつてゐる。何等かの

形式に於ても地方財政調整交付金の精神を實現せねば、地方財政の前途は悲觀的にならざるを得ないのである。

地方財政調整交付金の制定は時の問題である。國庫より地方へ渡す補助金の中で最も大なる額を占めてゐる義務教育費國庫下渡金の分配方法が一種の財政調整の作用をなしてゐる事は、この事實を暗示してゐるのである。従て最も問題となるのは、如何なる標準により地方財政調整交付金を分配すべきか、即ち地方財政調整指數の定め方如何である。地方財政調整指數の定め方が單純に過ぎる時は、複雑なる經濟事情に應じ難きと共に逆に之を惡用する地方團體の生ずる事を免れ得ない、現に義務教育費國庫下渡金の實情が之を示してゐる。地方財政調整指數を複雑にする、人心に訴ふる事が困難なる故に極めて概念的のものとなる虞がある。いづれにしても人口の大都市集中と富の大都市集中との二つの要素は地方財政調整指數を作製する上に於て參考すべき最も重要な因子となるであらう。茲には單に問題の提供に止め、地方財政調整指數の作製方法については之を他日の研究にゆする。